

京都府環境影響評価専門委員会 議事要旨

1 日 時

令和2年12月24日（木）午前10時から11時45分まで

2 場 所

Zoom ミーティングによる Web 会議

3 出席者

委 員 渡邊委員長、上田委員、大下委員、黒坂委員、佐古委員、清水委員、高野委員、
田中委員、徳地委員、成瀬委員、布野委員、吉村委員（12名）

事 務 局 松山技監、五十嵐環境管理課長、ほか関係職員

関係機関 京丹後市 生活環境課

京都府 公営企画課、丹後保健所環境衛生課

4 公開・非公開の別

非公開

（審議内容が京都府情報公開条例第6条第5号に掲げる情報を含むため、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針の「3 会議の公開の基準」により非公開とした。）

5 内 容

(1) 開会、あいさつ

- ・ 松山技監あいさつ
- ・ 会議の成立の報告

(2) 議事：（仮称）太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価準備書について

ア 手続の流れ、関係機関等の意見、答申素案の説明

- ・ 事務局から配付資料により、手続の流れ（資料4）、委員意見（資料5）、住民等意見及びそれに対する事業者見解（資料6）、関係市町意見（資料7）、関係課意見（資料8）、委員意見及び京丹後市意見に対する事業者見解（資料9）、意見まとめ（資料10）並びに答申素案（資料11）を説明（約30分）。

イ 意見交換

- ・ 答申素案等についての意見交換の内容は以下のとおり（約60分）。

（委員）

まず、関係機関等からの意見について、次に答申素案について、意見を伺いたい。

（委員）

コウモリに関する住民等意見が多数あるが、意見を提出されたのは1名の方か、複数

の方か。

また、本意見の提出者は、現地確認の上、意見の提出されたのか、もしくは、現地確認せず他の事業にも同様の意見を提出されているのだろうか。

(事業者)

コウモリに関する意見は1名の方から提出されたもの。

また、経済産業省のホームページで確認したところ、同様の意見は、他の複数の風力発電所の環境影響評価手続でも提出されている。

(委員)

本事業に係る調査でも数は少ないもののコウモリ類が確認されている。高密度の生息地は特に把握していないか。

(事務局)

準備書の調査結果を見る限り、注目すべき生息地はない。

(委員)

本事業のこれまでの手続における住民等意見の提出状況はどうか。

(事務局)

これまでの配慮書や方法書の手続において、住民等意見の提出はなかった。

(委員)

事業者は事後調査を行わないとしているが、答申素案ではモニタリングの実施を求めている。モニタリングと事後調査の違いは何か。

(事務局)

事業者のいう「事後調査」は条例に基づく事後調査である。条例に基づく事後調査では、工事期間中及び供用開始後の一定期間、調査を行った上で、事後調査報告書を作成し、知事に提出、公告・縦覧を行うものである。

一方、答申素案における「モニタリング」とは、供用開始後の死骸調査や濁水に関するモニタリングを実施する等、条例に基づく事後調査としてではなく自主的なものとして行う調査である。

(委員)

答申素案の「モニタリング」については、特に調査期間の言及がないがどのように想定しているか。

(事務局)

工事中や供用開始後に、必要な期間で実施されることを想定している。

(委員)

答申素案の2(1)ア「20Hz以上の低周波音」という表現は適切か。前回の議論では20Hz以上を含む低周波音全体を評価するようという趣旨だったと思う。

(委員)

「20Hz以上を含む低周波音」という表現ではどうか。

(委員)

これまでの本委員会での議論のとおり、事業者が既に評価対象としている 20Hz 以下の低周波音に加えて、20Hz 以上の低周波音も「低周波音問題対応の手引書」を参照して評価すべきという趣旨が、専門家以外の方が読んでも伝わるような表現はないだろうか。

(委員)

背景としては、京都府環境影響評価条例では「騒音及び超低周波音 (20Hz 以下)」と定義されていることから、事業者は 20Hz 以下のみを評価対象としたものだと考えられる。しかし、近年の研究成果では 20Hz 以上の低周波音も問題の原因となるおそれがあるとされており、環境省の手引き等でも 20Hz 以上も対象とされているという状況がある。

(委員)

20Hz 以上も含めた低周波音全体ということが分かるよう、「20Hz 以上を含む低周波音全体」と修正してはどうか。

(委員)

「全体」を追加することに特に問題はないと考える。

(事務局)

御提案のとおり「20Hz 以上を含む低周波音全体」と修正させていただく。

(委員)

答申素案の 2(4)ウ「植生等の自然的状況の変化をモニタリングし」について、「等」があるものの、植物のみに着目しているようにも解釈できるので、両生類等の動物にも焦点が当たるような表現を追加してはどうか。例えば、「植生」の後に「や生物の生息場所」又は「や動物の生息場所」といった意味合いの文言を追加することが考えられる。

(事務局)

答申素案の 2(4)ウに関係する意見としては、濁水の流出先の植生が維持されているかといった意見である。しかしながら、濁水の影響は動物が生息する水環境にも関わるため、御提案いただいたように、植生以外に動物を考慮した表現を加えることも可能だと考える。

(委員)

植生に限定しないような表現を追加すべきという意見だと考える。

(委員)

答申素案の 2(4)のタイトルとして「動物、植物及び生態系に対する影響」とされているが、2(4)ア及びイでは動物のみに関する意見なので、2(4)ウは植物及び生態系に関する意見だと思われる。植物については「植生」という文言があるので、生態系又は生態系が連想されるような文言を加えてはどうか。

(委員)

「生息場所」は場所を意味する一方、「植生」はある場所で発生している事象を意味するので、「植生」と並列させる文言としては「生息環境」や「生息条件」が適切ではないか。

(委員)

生態系に関する文言を加えることはよいと考えるが、生態系という文言だけではモニタリングの対象が漠然としてしまうので、「植生や生息環境等の自然的状況の変化をモニタリングし」という修正が適切だと考える。

(各委員 異論なし)

(委員)

コウモリの衝突に関する事業者見解について、例えば資料6のNo.7では「コウモリ類に大きな影響を及ぼすものではないと考えております。万が一、運転開始後にコウモリ類への重大な影響が認められた場合には、有識者の意見を踏まえ必要な対策を検討します。」と記載されているが、環境影響評価の考え方からすれば、影響が小さいという予測結果に加えて、より一層の影響の低減を目指してライトアップの不実施や誘因防止対策といった環境保全措置を行うことも追記した方がよい。記載した方が意見提出者にも事業者の取組状況が伝わると思うので、可能な範囲で対応いただきたい。

(委員)

既に答申素案では、環境影響を回避し、極力低減した上で、追加的な環境保全措置を実施することを求めている。そのため、住民等意見に対する事業者見解の記載についてどのように事業者に指摘するべきかがポイントだと思う。

また、資料6の事業者見解書はいつ、どのように公表されるのか。

(事務局)

資料6の事業者見解書は今後、京都府のホームページに掲載し、公表することになる。なお、同資料は10月16日に提出されたものであり、それ以降、事業者において検討された措置等は反映されていない。

条例に基づく手続においては、今後、住民等意見に対する事業者見解を改めて修正するという手続はないため、いただいた御意見を事業者に伝え、事業者が検討している内容を可能な限り明らかにしていくよう課長通知文等で事業者に求めていきたい。

(委員)

資料6と資料9のそれぞれの事業者見解では記載内容に温度差があるような印象を受けるので、そのことも事業者に伝えた方がよいと思う。例えば、資料9では、影響が小さいと予測される場合でも「意見が寄せられた場合は、状況を確認したうえで、その原因に応じて適切に対応致します。」や「確認結果に応じて専門家等と相談して、適切な対応を検討致します。」等と記載されている。

(事務局)

御意見を事業者に伝えさせていただく。なお、資料9は12月9日に提出されたものである。

(委員)

答申素案の2(6)の「発生土及び廃棄物等」について、(6)のタイトルが「廃棄物等に係る影響」であれば、「廃棄物及び発生土等」という表現の方が適切ではないか。

(事務局)

御提案のとおり修正させていただく。

(委員)

答申素案の1(4)の「総合的な評価において予測された影響の程度」が何を意味するのか理解しづらい。本意見の趣旨は、住民に分かりやすいように評価書を作成することだと思うので、結論に至った経緯や方法が分かるようにすることが意図するところではないか。

(事務局)

「総合的な評価」とは、「調査・予測・評価の結果」や「環境保全措置の内容」と同様に、条例で規定された準備書の記載事項を意味する。しかしながら、答申素案の1(4)の「総合的な評価において予測された影響の程度を簡潔に記載する等」では文意が分かりにくいいため、「予測された影響の程度を総合的な評価において簡潔に記載する等」と修正してはどうか。

なお、本記述の元になった意見としては、資料9のNo.13でも引用されている委員意見のとおりである。また、同意見受けて、事業者は評価書において適切に修正している。

(委員)

事務局から提案された答申素案の文言の修正について異論はないか。

(各委員 異論なし)

(委員)

風車ヤードへの砕石敷について、土砂を敷くことと砕石を敷くことでは効果が全く異なる。岩石を砕いた砕石を敷くということを改めて事業者を確認されたい。

(事務局)

事業者の確認の上、必要であれば、課長通知文等により指導していく。

(委員)

それでは、答申素案をこれまでの議論のとおり修正したものを答申とすることとし、最終的な文言調整については委員長に一任いただくということでよろしいか。

また、本準備書について予定していた次回の専門委員会を開催しないこととしてよろしいか。

(各委員 異論なし)

ウ 今後の進行

事務局から次のとおり説明した。

- ・ 本日の議論のとおり答申素案を修正し、委員長に確認いただいたものを答申とする。
- ・ 答申を元に、令和3年2月12日までに知事意見を作成し、事業者に送付する。また同時に本府ホームページにおいても公開する。